

令和5年度第6回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会
議 事 録

令和6年2月29日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和5年度第3回公聴会及び第6回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【公聴会】

- 1 開催日時 令和6年2月29日(木) 13時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1-1 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和6年2月20日(火)
- 5 通知した項目
平郡島沖海域における「投びょうして、かつ、釣りによって水産動物を採捕する行為」
の禁止について
- 6 出席者
(委員：11名)
森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本
信正、田中 友之、市川 秀次、渡壁 勝則、由良 弘次
(県及び事務局)
水産振興課

生産振興班	主査	吉田 剛
漁業調整取締班	主査	吉中 強
	主査	土井 健一
	主任	枝廣 直樹
下関水産振興局 水産課水産班	主任	神尾 豊
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班	主査	小柳 隆文
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班	主査	田中 全
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	事務局長	向井 秀
	書記	中元 佑香
- 7 公聴会の結果
公聴人の出席がなく終了した。
- 8 審議の概要
向井 事務局長 定刻となりましたが、公聴人の出席がございませんので公聴会の
方はこれで閉じさせて頂きたいと思っております。

(13:00 終了)

【委員会】

- 1 開催日時 令和6年2月29日（木） 13時00分
- 2 開催場所 山口市滝町1-1 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和6年2月20日（火）
- 5 通知した議題
 - (1) 議 題
 - 第1号議案 平郡島沖海域における「投びょうして、かつ、釣りによって水産動物を採捕する行為」の禁止について（委員会指示更新）
 - 第2号議案 いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業の操業調整について（委員会指示更新）
 - 第3号議案 いかこぎ網漁業の操業制限について（委員会指示更新）
 - 第4号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）
 - 第5号議案 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲量について（諮問）
 - 第6号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）
 - 第7号議案 山口県漁業調整規則第10条第1項第1号に関する適格性の基準について（協議）
 - (2) 報告事項
 - ア 漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告について
 - イ 令和5年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について
 - ウ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）
 - エ 「山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程」の策定について
- 6 出席者
(委員：11名)
森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河野 直行、河内山 満政、内藤 武、竹本
信正、田中 友之、市川 秀次、渡壁 勝則、由良 弘次
(県及び事務局)
水産振興課

生産振興班	主査	吉田 剛
漁業調整取締班	主査	吉中 強
	主査	土井 健一
	主任	枝廣 直樹

下関水産振興局	水産課水産班	主任	神尾 豊
岩国・柳井・周南農林水産事務所	水産班	主査	小柳 隆文
山口・美祢・周南農林水産事務所	水産班	主査	田中 全
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局		事務局長	向井 秀
		書記	中元 佑香

7 傍聴人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 平郡島沖海域における「投げようして、かつ、釣りによって水産動物を採捕する行為」の禁止について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案どおり委員会指示を更新することを決定した。

第2号議案 いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業の操業調整について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案どおり委員会指示を更新することを決定した。

第3号議案 いかこぎ網漁業の操業制限について（委員会指示更新）

【審議結果】

原案どおり委員会指示を更新することを決定した。

第4号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第5号議案 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲量について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第6号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）

【審議結果】

原案どおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第7号議案 山口県漁業調整規則第10条第1項第1号に関する適格性の基準について（協議）

【審議結果】

原案どおりで特に異議はない旨、回答することとした。

(2) 報告事項

ア 漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告について水産振興課から報告を受けた。

イ 令和5年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について事務局から報告を受けた。

ウ 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）

水産振興課から報告を受けた。

エ 「山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程」の策定について

事務局から報告を受けた。

9 審議の概要

向井事務局長 ただ今から令和5年度第6回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は、委員定数15名のうち、11名の委員にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことを報告します。

開会にあたりまして森友会長からご挨拶をいただければと存じます。

森友会長 本日は、令和6年最初の委員会にお集まりいただき、ありがとうございます。

皆さまご承知のとおり、本年は、元日の大地震によって、北陸地方を中心に甚大な被害が発生しています。犠牲となられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

国をはじめとして、全国に支援の動きが広がっており、山口県においても、県職員の派遣や県営住宅の提供のほか、石川県から本県海域へのいかつり入漁についての申請手数料を免除するなど、様々な支援をしていると聞いています。

被災地では依然として厳しい状況が続いていると思いますが、一日でも早く日常生活を取り戻せるよう切に願っております。

さて、本日の委員会は、議題が7件、報告事項が4件と盛りだくさんとなっています。

委員の皆様の慎重審議をお願いして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

向井事務局長 ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、同委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる。」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願い致します。

森友会長 議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、田中委員さんと内藤委員さんをお願いします。

それでは第1号議案「平郡島沖海域における投げようして、かつ、釣りによって水産動植物を採捕する行為の禁止について」事務局から

説明をお願いします。

枝廣書記

水産振興課の枝廣です。それでは、事務局の立場で着座にて説明します。

資料の1ページをお開きください。

概要でございます。

柳井市平郡島沖において、漁業者と遊漁者の操業調整を図るために、一定の期間、投錨による、アンカーですね、アンカーによる釣りを禁止する委員会指示を発出しているところです。

この委員会指示の有効期間の満了日が近づいておりますが、平郡島沖漁場利用調整協議会からこの規制の継続を求める要望書が提出されていまして、引き続き操業調整を図る必要がありますので、同じ内容で委員会指示を更新するというものです。

2番に参考として、経緯を載せています。簡単にご説明いたします。

平成9年頃から平郡の沖で、夏に来遊するまあじを目的に県内外の遊漁船が、多く押し寄せました。

投錨して釣りをを行うため、漁場を占有され、平郡の曳縄釣りの操業に支障が生じました。

これを受けまして、漁業者と遊漁者の話し合いによる海面利用ルールの策定を目指して、調整を進めまして、3番のところですが、平成18年に両者の代表者で構成されます平郡島沖漁場利用調整協議会が設立され、ルールを定めた協定書が締結されました。

その協議会から協議会の会員以外にも漁場利用ルールを遵守させる必要があるということから当海区及び県に規制措置を講じて欲しいとの要望書が提出されました。

それを受けまして、委員会指示で規制する方向で当委員会において協議されるとともに、山口県海面利用協議会、遊漁者を構成員に含む協議会でございますが、同協議会にも諮問しまして、委員会指示による規制については、問題ないということで、平成18年3月に初めて委員会指示が発出され、それ以降更新されてきています。

資料2ページには、協議会からの要望書を掲載しています。引き続き規制措置を講じられたいとの内容です。

3ページには、県から当海区会長あての依頼書、4ページには、協議会から県あての要望書を参考までに添付しています。

資料5ページをお開きください。

委員会指示案の内容について、説明します。

1番、指示する内容。次のアからオまでを順次結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域、最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域を除くにおいて、5月1日から10月31日までの間、投錨して、かつ釣りによって水産動物を採捕してはならない。

次のページに参考として図面を添付しています。

2番の指示の有効期間は、令和6年5月1日から令和9年4月30日までの3年間としております。

以上、この委員会指示の更新についてご審議いただければと思います。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長 意見等がなければ、原案どおり委員会指示を更新することとしてよろしいか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第1号議案は原案どおり委員会指示を更新することとします。

それでは第2号議案「いか巣網漁業と小型機船底びき網漁業の操業調整について」事務局から説明をお願いします。

枝廣書記

引き続き枝廣から説明します。

資料の7ページをお開きください。

まず、概要です。瀬戸内海の沿岸各地では、4月から6月にかけて柴や古網を入れたいかかごを海底に仕掛け、産卵にきたこういか等のいか類を漁獲するいか巣網漁業が営まれています。

このいか巣網漁業は、底びき網の操業区域内にいかかごを設置するため、漁場競合が生ずることから両者の操業調整を図るために、いか巣網の操業区域、期間を指定して、その区域、期間では底びきの操業を禁止するという内容の委員会指示を毎年発出しています。

委員会指示の有効期間の満了日が近づいているというか、本日を持って満了してしまいましたが、引き続き両者の操業調整を図る必要があります。また、内容の変更の要望はないことから現行の内容と同じ内容で委員会指示を更新するものです。

2番に参考として経緯を記載しています。

(1)にありますとおり、少なくとも昭和30年代前半からこの委員会指示により双方の操業調整を図ってきた経緯があり、毎年、委員会指示を更新してきております。

以下は、細かい内容になりますので、説明は省略します。

次のページをお開きください。

委員会指示の案の内容について説明します。

1、指示する内容。いか巣網漁業の操業海域及び操業期間を次に掲げる海域及び期間に制限し、当該海域及び期間内においては、小型機船底びき網漁業、漁業権に基づくもの、自家用つり餌料を採捕するものを除く、の操業を禁止する。

①から⑰まで海域を載せています。その17の海域については、いか巣網は操業できるが、底びき網は操業を禁止するという海域になっています。

12ページをお開きください。

(2)のところに、17の海域について、いか巣が操業できる期間、底びき網の操業禁止期間を載せています。

(3)については、漁具の標識をいか巣網に付けなければならないという規定です。

13ページの2番です。適用する海域については、瀬戸内海海区のうち別表に規定する区域、これは底びきの禁止区域になりますが、これを除く海域となります。

3番、指示の有効期間は、令和6年3月1日から令和7年2月末日までの1年間としています。

資料17ページ以降に参考図を添付しています。21ページからは、それぞれの海域の参考の緯度経度も掲載しています。

説明は以上です。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長 意見等がなければ、原案どおり委員会指示を更新することとしてよろしいか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第2号議案は原案どおり委員会指示を更新することとします。

それでは第3号議案「いかこぎ網漁業の操業制限について」事務局から説明をお願いします。

枝廣書記 引き続き枝廣から説明します。

資料の38ページをお開きください。

1番の概要でございます。山口県、愛媛県、福岡県、大分県及び関係

海区漁業調整委員会は、伊予灘、周防灘におきますしりやけいか資源を共通の資源として認識し、それを永続的に利用するというので、しりやけいかを採捕する漁業の操業を制限する確認書を交わしています。

この確認書の内容を担保するために、本県においては、底びきの操業を制限する委員会指示を毎年発出しています。

この委員会指示の有効期間の満了日が近づいておまして、引き続きこの確認書の内容を担保する必要がありますので、現行と同じ内容で委員会指示を更新するものです。

2番の経緯です。昭和50年代の前半から別府湾で底びきでしりやけいかは大量に獲れるようになり、問題が生じました。

(2) にありますとおり水産庁の瀬戸内海漁業調整事務所の斡旋もあって4県でいかこぎ調整会議を開催して協議を行いました。

本県においては、いかこぎ調整会議の決定事項を担保するために、委員会指示を出すことが決定されています。

(4) のところにありますが、昭和54年にしりやけいかの採捕に関する確認書を交わすことが合意されまして、委員会指示については、その確認書の内容に沿って毎年更新されてきています。

一番下の(10)にありますとおり、直近の確認書については、令和4年10月31日付で更新されています。

次の39ページ以降に今説明した確認書を参考までに載せています。

下線を引いている部分を委員会指示で担保するものです。

資料の42ページをお開きください。

委員会指示の案について説明します。

指示する内容、制限する漁業です。底びき網手繰第二種漁業、なまここぎ網漁業、かきこぎ網漁業を除くもののうち、次の事項に該当する漁具を使用するもの、これを以下「いかこぎ網漁業」という。

アとしまして、袖網の袖口又は手木の部分の高さ、沈子網から浮子網までの高さですね、これが3メートル以上のもの、イとしまして、袋網の魚捕部分の網目が15センチメートルにつき10節未満のもの、これらの漁具を使用するものをいかこぎ網漁業と定義をしておまして、このいかこぎ網漁業は、(2) に載せている区域、期間、時間以外で操業してはならない。

操業区域については、次のページに参考図を載せています。

操業期間については、令和6年12月15日から令和7年2月末日まで、ただし、土曜日を除く。

操業時間は、毎日午前6時から午後3時まで、指示の有効期間については、令和6年4月21日から令和7年4月20日までの1年間としています。

説明は以上です。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長 意見等がなければ、原案どおり委員会指示を更新することとしてよろしいか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第3号議案は、原案どおり委員会指示を更新することとします。

続きまして、第4号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 事務局の中元です。資料の44ページをお開きください。

第4号議案について山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。

説明は、水産振興課からお願いします。

枝廣主任 新規の許可をする場合には、制限措置なり申請期間を定めて公示しなければならぬとされています。

本日は、県内の許可の4件、県外の許可の7件についてご審議いただきたいと思っております。

45ページに制限措置を載せています。

まず、整理番号の1番、こちらは、大分県から本県海域への入漁の許可です。底びき網の第二種です。

船舶の数は、120隻です。後ほど説明しますが、協定でこの数字は決まっています。

総トン数は5トン未満、馬力数については斜線が引いてありますが、国の告示で48kw以下、15馬力以下と定められています。

操業区域は、後ほど説明します。漁業の時期は、4月1日から1年間、漁業を営む者の資格は、大分県において底びき二種の許可を有するものであって、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における底びきの調整に関する協定により締結された入漁協定に基づいて入漁する者ということです。

整理番号の2番、こちらは愛媛県からの入漁に係るものです。底びきの第二種でございまして、隻数は78隻。

この数字は、先日開催された山口、愛媛の連調委で決まった数字です。

船舶の総トン数は5トン未満、馬力数は国の告示で決まっています。

ひとつ飛ばしまして、漁業の時期は4月1日から1年間。漁業を営む者の資格は、愛媛県において底びき二種の許可を有する者としています。

続いて、整理番号3番、こちらは愛媛県からの入漁です。きす流刺し網、船舶の数は3隻、トン数は5トン未満、馬力数は定めなし、漁業の時期は4月1日から11月30日まで、漁業を営む者の資格は愛媛県において同様の漁業種類の許可を有する者としています。

続いて、整理番号4番、こちらも愛媛県からの入漁です。たい、はも、あなご、ふぐはえ縄、船舶等の数は13、総トン数は5トン未満ですが、※にありますように前年度5トン以上の船舶で許可を受けている者については、前年度許可証に記載してある総トン数以下ということです。馬力数は定めなし。ひとつ飛ばして、操業時期は4月1日から1年間、漁業を営む者の資格は愛媛県において同様の漁業種類の許可を有する者としています。

次のページをお願いします。整理番号5番、こちらは福岡県柄杓田からの入漁です。いか巣網50隻ということで、この数字は先般開催されました厚狭地方漁業共励会で決まったものです。

総トン数は5トン未満、馬力数は定めなし、漁業の時期は3月20日から5月31日まで、資格については福岡県において同様の漁業種類を営む者かつ福岡の柄杓田に根拠地を有する者であって、山口県関係漁業権者の同意を得た者としています。

続いて6番、こちらは福岡県の柄杓田以外から入漁するものです。

いか巣網で、船舶等の数は50隻、トン数は5トン未満、馬力数は定めなし、漁業の時期は3月25日から5月31日まで、資格については福岡県において同様の漁業種類を営む者であって山口県関係漁業権者の同意を得た者としています。

続いて7番、こちらは福岡県からの入漁です。底びき第二種、船舶の数については、上限はありません。両県で協定を結んでおり、それで決まっています。

トン数は5トン未満、馬力数は国の告示で48kw以下、15馬力以下、漁業の時期は6月1日から翌年2月末日まで、資格は福岡県において底びき二種の許可を有するもので、周防灘における山口県、福岡県及び大分県の間における底びきの調整に関する協定により締結された山口県と福岡県の間に入漁協定に基づいて入漁する者としています。

次の8番からは、県内の許可になります。

さより船びき網、こちらは安下庄から要望が上がっています。

2隻で、トン数は5トン未満、馬力数は48kw以下、15馬力以下、電気点火機関にあつては60kw以下、30馬力以下、操業区域は山口県内海となっていますが、条件で距岸規制があります。

漁業の時期は10月10日から翌年5月10日まで、資格は山口県光市以東の山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者としています。

続いて9番、雑魚かごです。柱島から1隻許可要望が上がっています。トン数は5トン未満、馬力数は定めなし、漁業時期は1月1日から1年間、資格は柳井市、岩国市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町に漁業根拠地を有する者のうち、雑魚かごの特例分の許可を有しない者としています。

続いて10番、たい、はも、あなごはえ縄、こちらは田布施から2隻の要望が上がっています。トン数は5トン未満、馬力数は定めなし、操業区域は山口県内海、漁業時期は1月1日から12月31日まで、資格は山口県の瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者としています。

最後に11番、手繰第二種なまここぎ網、こちらは安下庄から1隻要望が上がっています。

トン数は3トン未満、馬力数は国の告示で48kw以下、15馬力以下となっています。

漁業の時期は11月8日から翌年3月31日まで、資格は柳井市、岩国市、周防大島町及び和木町に住所を有する者のうち、手繰第三種、桁網の許可を有しない者としています。

続いて48ページを開いてください。

2番の許可又は起業認可を申請すべき期間です。

整理番号の7番から10番については、通常どおりの1カ月間を設定しておりますが、申請期間を短く設定しています。

1番から6番については、7日間、11番については14日間にしています。

3番の許可の有効期間ですが、整理番号の1番から7番についてはそれぞれの漁業の時期に合わせた形で有効期間を設定しています。

県内船に係る8番から11番については、許可の有効期間の末尾は既存同許可の有効期間の末日と同日とします。

次の49ページからは、別記ということで操業区域を文章で載せています。

56ページ以降に操業区域の参考図を添付しています。

61ページからは、それぞれの許可の条件を載せています。

説明が非常に長くなりましたが、説明は以上です。審議のほど、よろしくお願ひします。

森友会長

説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問は

ございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長 ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第4号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

 それでは第5号議案「特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか）に関する令和6管理年度における知事管理漁獲量について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 事務局の中元です。お手元の資料の69ページをお開きください。
 第5号議案について、山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。

 説明は、水産振興課からお願いします。

吉田主査 水産振興課生産振興班の吉田と申します。

 それでは、着座にて説明させていただきます。

 資料の69ページをお開きください。第5号議案 特定水産資源、くろまぐろ、するめいかということで、皆さんご承知のとおり、特定水産資源というのは、漁獲量の総量管理を主体に資源管理をして資源を持続的に利用するものです。

 特定水産資源については、毎管理年度、国から資源状況に応じた漁獲量を各管理区分、大臣管理区分や都道府県知事管理区分に割り当られる。そういった流れになっています。

 本日は70ページ、71ページにありますように、くろまぐろとするめいかについて農林水産大臣から通知がありましたので、それを踏まえて、山口県資源管理方針に基づいてどのように各漁業種類に配分するかということについて諮問させていただくとともに、それに関する付帯決議、76ページにあります瀬戸内海のくろまぐろの漁獲管理の3点について説明させていただきます。

 それでは、資料の73ページをお開きください。上の方に絵を書いています。特定水産資源については、国からTAC、漁獲可能量という形で、資源状況に応じて大臣管理区分、大中型まき網とか大臣が許可する許可や都道府県に配分されます。

 都道府県については、配分された数量について県の資源管理方針に

よって、その魚種を対象とする漁業に配分する建付けになっています。

資料73ページの下の方にありますけれども、くろまぐろの小型魚については、山口県の資源管理方針において、日本海の定置網とそれ以外に区分されています。

70ページにありますとおり、小型については97.3トン割り当てられていますので、こちらをどの様に配分するかということについて諮問させていただくものです。

続いて、74ページにありますとおり、くろまぐろ大型魚については山口県くろまぐろ漁業として一本化していますので、こちらに配分すると、するめいかについては、全国における山口県のシェアが少ないために、現行水準という形で目安数量110トンという形で国から配分されています。

それに基づきまして74ページの2番にあります、くろまぐろの小型魚については、国から配分を受けた97.3トンのうち0.1トンを留保枠として、定置とその他の漁業、曳縄等の承認漁業に割り当てるものです。

こちらについては、資源管理方針に規定されていますが、73ページの下に配分基準がありますが、平成25年から平成27年までの漁獲実績に基づくという形で配分する割合が決められていますので、その配分基準に基づいて、定置については16.4トン、その他については80.8トンという形で知事管理区分の漁獲量を設定するというものです。

くろまぐろ大型魚については、うち0.1トンを留保枠として、それ以外の25.9トンを山口県くろまぐろ漁業、具体的には定置網漁業に配分するという形になっています。

するめいかについては、山口県知事管理区分が一本、山口県するめいか漁業という形になっていますので、山口県するめいか漁業に現行水準で配分することとしています。

続いて75ページですが、付帯決議ということで、特定水産資源、全ての魚種について、基本的には管理年度の前に諮らせていただいている内容ですが、管理年度の途中で、今回は当初配分という形で、小型については97.3トン、大型については26トンと配分されましたけれども、管理年度が進む中で、水産庁からの追加配分や枠が余った関係都道府県から融通をしていただくということがございます。

本来であれば、それぞれ変更があった時点で漁業調整委員会に諮問させていただく必要がありますが、急激な漁獲の積み上がりがある段階で枠を超過するというのを回避するために、漁獲量が増加となる場合については、先んじて追加配分して、事後報告という形で漁業調整委員会に報告させていただくことについて、令和6管理年度についてもご了解いただきたいというものです。

続いて②ですが、小型魚の配分基準にありますとおり、関係都道府県等からの融通に基づく数量変更については、あらかじめ海区漁業調整委員会に聴いて定めた方法によって配分することとされています。

くろまぐろの漁獲管理については、平成27年度以降、山口県太平洋くろまぐろ資源管理協議会ということで、関係漁業者の方々が委員となっていて、それに基づいて配分に関する協議、調整をいただいています。

各都道府県から融通を受けた配分枠をどのように配分するかについては、この協議会で決められた内容に基づいて適宜配分させていただくということについて、あらかじめ了解をいただきたい、これは例年どおりのお願いの内容になっています。以上が付帯決議の内容でございます。

76ページをお開きください。

くろまぐろの漁獲管理については、平成27年度以降、本格的な資源管理、総量管理が始まりました。

それに対応するため、山口県では先ほど申しましたとおり関係漁業者の方々に委員となっていて、資源管理協議会を開催しまして、具体的にどのように管理して行くかということを決めています。

それについては、令和6年度に先立ち、真ん中の表にありますとおり、定置網と承認制についてどのように配分するかということをご諮らさせていただいたところですが、その他2番目としまして、瀬戸内海については、従前漁獲量の実績がなかったことから現時点では、漁獲量の配分はありませんが、令和元年に瀬戸内海の関係県において、流刺し網等で混獲する事案が発生したことを鑑みて、国から混獲管理のために0.1トンの漁獲枠が配分されているところです。

それを受けまして本県としては、77ページのゴシック体で書いている内容について、くろまぐろが混獲された場合には、刺し網による止むを得ない混獲を除き、基本的には出荷などを行わず、再放流を行うこと。止むを得ず刺し網でくろまぐろを混獲、水揚げした場合には、必ず、採捕日及び数量を所属組合に報告するという内容をしてくださいという内容の文書を令和6年度におきましても引き続き発出させていただきます。

雑駁な説明でしたが、1点目として、国から割り当てられたくろまぐろ小型魚、くろまぐろ大型魚、するめいかについて山口県資源管理方針に基づいて、例年どおり各漁業種類に配分するという事、2点目として、くろまぐろ、75ページですが、くろまぐろについて途中の追加配分等があった場合は、海区漁業調整委員会に対しては事後報告させていただきたいということ、3点目としては、今、申し上げた瀬戸内海のくろまぐろの漁獲管理については、例年どおりの対応をさ

せていただきたいということについて、よろしくご審議のほどお願いします。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問、意見なし。-----

森友会長 ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第5号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

続いて、第6号議案「山口県資源管理方針の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 事務局の中元です。資料の80ページをお開きください。

第6号議案について、山口県知事から当海区会長あてに諮問がされています。

説明は、水産振興課からお願いします。

吉田主査 水産振興課の吉田です。引き続き説明させていただきます。

山口県資源管理方針の一部改正ということで、資料の81ページをご覧ください。

以前の海区漁業調整委員会においても簡単に説明させていただきましたが、漁業法を改正して資源管理の枠組みが大きく変えられているということでございます。

簡単に申し上げますと先ほどの議案にありましたとおり、特定水産資源は、漁獲量を管理する、漁獲量を設定して資源管理を行うということを基本として行くということと、それに加えてデータが乏しくて漁獲量管理に至らない魚種についてもできるだけ科学的なデータを集めて資源管理を行う。

それらの魚種については山口県の資源管理方針、各都道府県の資源管理方針に位置付けてしっかり管理して行く。

具体的には、TAC魚種、それ以外のものは非TAC魚種という形で位置付けまして、具体的な目標を山口県の資源管理方針に位置付けて適切な資源管理を行い、基本的には有用な魚種全てについて、持続的に管理する体制を整えるという形になっています。

前回の12月の委員会において、山口県の資源管理方針に基づいて、地域の重要な魚種として、別紙3に対象とする魚種を追加させていただいたところですが、この度、別紙3の魚種として新たになみがいについても地域の重要な魚種として過去から関係漁業者の方々が自主的な資源管理を行っているということなので、この山口県資源管理方針に位置付けて持続的な資源の活用を促進しようということで、今回、山口県の資源管理方針の別紙3に、新たになみがいを追加させていただきたいというものです。

81ページが一番下にありますとおり、目標としましては、過去5年間の漁獲量の平均漁獲量を維持して行くことと設定させていただきまして、今後、この方針に基づいてモニタリング等を行い、どの様に推移して行くかということ調べながら関係漁業者と協調しながら引き続き資源管理に取り組むという内容になっています。

水産振興課からは以上です。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

河野委員 なみがいは潜水器で獲るしかありません。TACで管理しようというのも分からないでもないですが、うちは資源が少なくなったということから相当前から自主的に、土曜日は毎週休んでいましたが、この4、5年前から火曜日も時々休みにしています。

また、朝から晩まで獲るのを午後1時までにして、この4、5年前からは12時までにしてしています。

国が言うのは分かりますが、他の県は知りませんが、山口県では潜水器で貝を獲るのはうちしかいません。

先ほど言われたようなことは、言われる前からしています。

そうしないと本当に資源が枯渇することは、自分達で分かっています。

今更言われなくとも資源管理はしています。

森友会長 県の方、何かありますか。

吉田主査 ここに位置付けることにより規制を強くしようということではなくて、県として地域の重要な魚種として認識して、この資源管理方針に位置付けられましたら、しっかりモニタリングをして検証することになっていきますので、過去からしっかり資源管理をされているなみがいについて、県としてもここに位置付けて側面的にサポートしながら資源管理を行いたいという趣旨ですので、これに位置付けたから規制を強化するという内容ではありません。

ちょっと私の説明不足です。そういう趣旨ですので、よろしくお願
いします。

森友会長 よろしいですか。

河野委員 はい。

森友会長 他にございませんか。

ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨
の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第6号議案については、「特に異議はない」と
回答することとします。

続いて、第7号議案「山口県漁業調整規則 第10条第1項 第1号に
関する適格性の基準 について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 事務局の中元です。資料の85ページをお開きください。

第7号議案について、山口県農林水産部長から当海区会長あてに協
議がされています。

説明は、水産振興課からお願いします。

吉中主査 水産振興課の吉中です。着座にて説明します。

資料の89ページをお開きください。山口県漁業調整規則第9条で
適格性のない者については、「許認可をしてはならない。」という規定
があります。

また、その下の22条では、許認可を受けた方が、適格性を有しな
くなった場合は、「許認可を取り消さねばならない。」という規定にな
っています。

じゃあ実際適格性がない者というのは、どういう者を言うのかとい
うことで、下の10条に書いていますが、その一から五に当てはまる
場合は適格性がないということになります。

そこの一の「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続
き遵守することが見込まれない者であること」について、今回、基準
を定めようとするものです。

なぜ、今定めるかと言いますと、行政手続法上、審査基準や処分基
準を定めておく必要があるとされています。

漁業法改正があった後に、こういう基準を即座に定めておけば良か
ったのですが、改正作業等もあった中で、今日に至った部分があるの

ですが、行政手続法上、そういう基準を定める必要があるということで、今回、基準を定めようとするものです。

資料の86ページをご覧ください。

実際どのような基準にするかということですが、86ページに案を示しております。

実は国が基準を作っておりまして、それを参考に基準案を作成しました。

1として「漁業に関する法令を遵守しない者の基準」ということで、先ほど言いましたが「漁業に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」の基準については、漁業関係法令の違反に係る累積点数が6点以上となった日から5年を経過しない者ということです。

累積点数は、どういうことなのかということですが、最終の違反日から過去5年以内の点数を合計したものを累積点数としています。

5年間で累積点数が6点以上になった場合は、適格性がない者とされるという基準です。

実際どういう点付けをして行くかということですが、88ページをご覧ください。

「適格性の基準に係る点数表」を掲載しています。

1として「漁業に関する法令に違反」ですが、法令に違反した場合は、司法処分がございますので、司法処分が禁固以上の刑だった場合は、3点。罰金刑だった場合は、漁業法第189条の罰則、特定水産動植物の採捕に係る違反については、2点、その他ということで、それ以外は1点ということにしています。

2として「漁業法に基づく命令」ということで、漁業法第54条第2項ということで、漁業関係法令違反があった場合に許可の効力の停止命令等ができるようになっていきますので、そういう命令を受けた場合は行政処分として1点、次に(2)が停泊命令等ということで、これも漁業違反があった場合に、船を例えば10日間停泊しなさいという停泊命令を県が出せるようになっていきます。そういう停泊命令を受けた場合については、1点、ただ、効力の停止なり停泊命令については、漁業法の違反事実があつて命令をかけることになりますので、司法処分が下った上で、命令をかけた場合は、点数の加算はしないということにしています。

それと(3)ですが、漁業法第120条第11項ですが、これは、委員会指示に違反した場合に知事が裏付命令を出すことがあります、そういう裏付命令を出した場合には、1点という形にしています。

それと3番目として「漁業調整規則に基づく命令」ということで、規則の第51条で漁業違反等があった場合に、船長等の乗組禁止命令が出せるようになっていきます。こういう命令を受けた場合に1点、た

だし、これも漁業関係法令違反があった場合にかける命令ですので、漁業関係法令違反で司法処分が下っていた場合には、点数の加算はしないということにしています。

87ページに戻ってください。

漁業関係法令はどのようなものを指すのかということですが。

(1) から (7) まであります。これも国の基準を参考にして漁業関係法令を定めておりまして、漁業法や水産資源保護法等を規定しています。

最後に (7) ですが、国の政省令、県では漁業調整規則がこれに該当します。

最後に附則ですが、附則の2ですが、「累積点数の対象となる漁業に関する法令の違反は、施行日以降の違反から対象とする。」としています。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

森友会長 説明が終わりましたが、委員の皆様から、ご意見やご質問はございませんか。

梅田副会長 2点お聞きしたい。
今日、委員会協議ですよね。施行するまでのスケジュールはどうなっていますか。

吉中主査 本日、ご了承いただければ、来週、日本海区の委員会がありますので、そこで同様な説明をさせていただいて、また、内水面も関係する部分がありますので、これも3月の中旬に内水面漁場管理委員会を開催する予定にしていますので、そこでも同様な説明をさせていただいて、了解をいただければ、施行する予定です。

ご了解いただければ、4月1日施行ということを考えています。

梅田副会長 分かりました。4月1日施行を予定しているということですね。
それで、これ、漁業者にとっては重大なことと思います。許可等がもらえなくなるわけですから。違反してはいけないということは分かっていますが、周知徹底しておかないとこれまで聞いたことがないということになると困ります。

周知を十分にしてもらいたいということを言っておきます。

吉中主査 施行した後は、そのあたりの周知をして行きたいと考えています。

森友会長 他にございませんか。
他にご意見等がなければ、「原案どおりで適当である」旨を回答する

こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第7号議案については「適当である」と回答することとします。

本日の議案は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告について」水産振興課よりお願いします。

吉中主査 引き続き吉中から説明します。

お手元の資料の90ページをお開きください。

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告事項に係る報告ということで、まず、1に書いていますが、これは、漁業権を有している漁協は年に1回、知事に資源管理状況報告をする義務があります。

報告を基に漁業権が適切かつ有効に活用されているかどうかを判断して行く基礎資料として県は利用させていただいております。

報告を受けて、県から意見を付して海区漁業調整委員会に報告させていただく形となっています。

2として、作成留意事項です。これは漁業法改正に伴いこういう制度が始まったということで、令和3年2月に県から漁協に対し、報告についてはここに記載している形で、提出していただきたいということで、報告をしていただいております。

3に提出状況を記載しています。今回の報告は、令和4年分の報告です。

4として提出内容ということで、別紙のとおりとしていますが、A3の資料があると思いますが、これが、瀬戸内海側の関係する漁業権について、関係漁協から提出していただいたものをまとめたものです。

今日、この場でこれを説明すると時間がかかりますので、また、見ておいていただければと思います。

続いて91ページをご覧ください。

報告のあった事項について、県の意見を記載しています。

提出された報告について、一部について、水揚が把握できていない漁業権とか利用が低調な漁業権も見受けられました。

報告は、改正漁業法により新設されたもので、漁協によっては、組合員の水揚げを把握したいのだが、根拠もないので把握ができませんとの意見もありました。

この度の漁業権切替に合わせて、国等の指導もありまして、漁業権

の行使規則に組合員行使権に基づいた水揚げについては、漁協へ報告してくださいという報告義務を盛り込んだところです。

利用が低調な漁業権は、行使者の減少や高齢化により操業頻度が低下していることも一因と考えています。

漁業権によっては、行使者数や行使状況に濃淡が見られるということで、今後、漁場の入会等を促進して行く必要があるということで、そういった促進ができるよう、今回の漁業権切替に合わせて行使規則の中で組合員行使権者の資格が柔軟に対応できるよう措置したところです。

現状において、法第91条に基づく指導監督の対象となるような事例はありませんが、漁業権の利用実態を把握して適切かつ有効に活用することは、漁業権者に課せられた義務ですので、引き続き適正な制度運用について指導等を行い、今後、指導なり勧告なりの実施基準についても検討して行き、指導、勧告が必要な事例が確認された場合には、漁調委に意見を聴いた上で指導等を実施して行きたいと考えています。

以上です。

森友会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

竹本委員 91ページの意見のところですか。

2番目のポツのところですが、水揚げに関する報告義務を盛り込んだところとあります。

私等が魚市場に魚を持って行きますよね。何が何キロ、何が何キロといちいち量りません。

それをどういう風に報告すればよいのですか。

吉中主査 令和3年に通知をしています。今後、どういう形で報告してくださいというのは、再度、通知なり説明をして行こうと考えています。

漁獲量、金額が把握できない部分については、例えば操業日数でも報告に代えられるようにすることも考えていますので、そういった部分も含めて、今後説明をして行きたい。

竹本委員 それは、いつ頃になりますか。

吉中主査 年度が変わってからは思っていますが、漁業権も切替られましたので、早め早めに話をさせてもらって行く形にしてゆきたいと考えています。

森友会長 他にございませんか。

-----質問なし。-----

森友会長 続いて、報告事項イ「令和5年度山口県瀬戸内海・愛媛連合海区漁業調整委員会の結果について」事務局より報告をお願いします。

枝廣書記 枝廣から説明します。

資料94ページをお開きください。

今月の7日に、愛媛県の松山市において開催されています。

委員12名中、11名出席されておりまして、当海区からは、森友会長の日程が合わず欠席されていますが、他の5名の委員に出席いただいています。

4番の議題と審議結果ですが、議案としては、例年どおり各種漁業の入漁調整について審議されています。

原案どおり相互入漁が承認されました。隻数については、次のページに表を載せていますとおり、愛媛県から山口県海域への入漁、山口県から愛媛県海域への入漁、それぞれ、そこに記載されてある数字が承認されています。

94ページに戻っていただいて、1号議案の中で、愛媛県の潜水器密漁に関して愛媛県行政から令和5年度についても例年どおりの取締体制を展開した。それから特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律に基づいて、松山魚市への立入検査を実施したところ、適正な情報伝達が行われていなかったということで、この法律の遵守、徹底の勧告を行ったという報告がありました。

本県の委員からは、漁業法に基づく立入検査を実施してくれとの要請をしていますが、愛媛県からは前向きな回答はありませんでした。

その他の①として、宇和海へのはえ縄入漁です。

こちらは、昨年度の連調委において、愛媛県の委員から宇和海は山口県からの一方入漁ということで、これをゼロにして欲しいとの意見が出されております。

本県から宇和海へ入漁しますはえ縄について両県行政で協議することになっていました。

これに関して、次のとおり行政間で取り纏めたとの報告が事務局からありました。

1点目としては、山口県漁協室津支店の5隻の許可については、令和5年に承継を実施しており、それを最後として、今後承継は認めないということになりました。

徳山市支店について、1隻許可が出ていますが、こちらについては、今後、承継の要望があった際に検討するというので、行政同士で取り纏めたということになっています。

②の本県はえ縄と愛媛県の底びきとの操業調整ですが、愛媛県が決めた12月土曜日の小底操業自粛ですが、本県からの要望を受けて始まったもので、令和3年から実施されていますが、令和3年、令和4年とも遵守がされなかった状況でした。

令和5年の12月については、遵守されたことから本県委員から謝辞を述べたところです。

12月の土曜日だけでなく、10月から3月までの操業自粛の延長も求めています。愛媛県からは、まずは12月の自粛を定着させたいとの回答に留まっています。

報告は以上です。

森友会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

田中委員 連調委に出席した際に感じたのが、密漁のことで、愛媛県の漁業者が、密漁者が危険ということで、腰が引けています。自分の身を守らなければいけないということで、それであの話はうまく行かないのだと思います。

愛媛県の人もしっかりやってくれないと私等は何もできません。
とにかく身の危険を感じて腰が砕けています。

枝廣書記 おっしゃるとおり、相手は一筋縄ではいかないということです。

そういう中でも毎年様々な取り組みをしていただいて、本県に入ってくる密漁は、昔に比べると減少していると感じています。

そうは言っても継続して侵入が確認されていますので、引き続き愛媛県には取締の強化を求めて行く必要があると考えています。

森友会長 田中委員よろしいでしょうか。

他にございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、続いて、報告事項ウ「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」水産振興課よりお願いします。

吉田主査 水産振興課の吉田です。

それでは、報告事項のウということで、付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更、さば類について報告させていただきます。

さば類については、先ほどのくろまぐろと同様に特定水産資源ということで、毎管理年度前に漁獲枠が変更となった場合、本来であれば漁調委にかける必要があるところ、事後報告とさせていただきます。

さば類の管理年度は、7月から翌年の6月末までということで、資料の96ページですが、中ほどにあります。5月23日に付帯決議

をいただいたところです。

この度、表の2にあるように12月20日と2月14日の2回に分けて200トン、100トン、合計300トンのさば類の追加がありましたので、報告させていただきます。

水産振興課からは以上です。

森友会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

森友会長 ないようですので、続いて、報告事項エ「山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会が取り扱う公文書の管理に関する規程の策定について」事務局より報告をお願いします。

向井事務局長 事務局から説明します。

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会告示第〇号と書いてある資料をご覧ください。

近年の行政文書への社会的関心の高まり、それからデジタル化、オンライン化の対応のために、県では、昨年3月14日に山口県公文書管理条例を制定しました。

この条例が今年の4月1日の施行になります。

それまでに知事部局、県議会、当海区漁業調整委員会を含めた関係機関が全庁的、統一的な公文書に係るルールを作ろうということが決定されています。

当委員会においても、知事部局が定める公文書管理規程に倣って委員会独自で公文書管理規程を作成することとなりました。

この度、学事文書課法令班の審査を受けて、資料にありますような「山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会が取り扱う公文書に関する規程」を策定しましたので、当委員会に報告するものです。

内容については、3ページ目の第三条にありますとおり、当委員会の事務局長を総括文書管理者として当委員会の公文書の適正な管理を行わせるということと、5ページ目、文書番号とか、6ページ目にありますように公示する場合の記号とか、番号のルールをこの規程により明文化したものです。

それから7ページの第九条にございますが、公文書の管理については、知事が取り扱う公文書の管理に関する規程の規定の例によるということで、知事部局の公文書管理規程に倣って運用することとしています。

なお、知事部局の公文書管理規程ですが、かなりのボリュームがありますので、本日は資料として添付していません。

この規程については、今年の3月29日に発行される県報に会長名で告示する予定です。

施行は、本年4月1日施行としています。

以上、「山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会が取り扱う公文書に関する規程」の説明を終わります。

森友会長 ただ今説明がありましたが、どなたかご質問はありませんか。

-----質問なし。-----

森友会長 以上で本日の議題は全て終了しましたが、事務局、何かありますか。折角の機会ですので、皆様何かありますか。

梅田副会長 海藻の区画漁業権のことですが、今年度の第1回目の時にも質問しましたが、漁業者の認識では、今回、漁業法が改正されたので、海藻の区画の免許を受けたらどんな種類の海藻を養殖してもよい。要は自由に海藻を養殖できると理解している人がいます。

第1回目の時に確認したのは、漁業権行使規則があるから行使規則にない海藻を養殖する場合には、当然行使規則を改正しなければできないということが確認事項ですよ。

それと行使規則を変更するという事は、いままでやったことのない海藻を養殖するのだから試験養殖の許可を受けて、行使規則を変更しなさいということなのか。試験養殖が、義務付けなのか。

試験養殖を経なくても行使規則の変更ができるのかを確認したい。

それともう一つ、漁業時期が決まっている訳です。山口県では、海藻養殖は冬場でしたので、あおのりとかわかめですが、ほとんどが10月1日から4月30日までが漁業の時期として免許されています。

それを周年、5月でも6月でも育つ海藻の養殖を行う際は、漁業の時期が違うから変更免許を受けないとだめという解釈で良いかどうか。

それと行使規則の変更を伴いますが、行使規則の変更だけなら時間はかかりません。

途中免許は、半年以上かかるからこの辺の違いがあるということですよ。

そのあたりを改めて確認しておきたいと思います。

吉中主査 1点目の藻類養殖で、多分、現在、のりとか養殖している中で、新しい藻類の養殖をしてみたいということであれば、行使規則の中に新たに対象種を盛り込んでもらえば養殖できるようになります。

いままでの経験とかで、藻類であれば育つであろうということであれば、試験養殖とかはせずに行使規則に盛り込んで、行使規則を変更した後に養殖に取り組んでいただければよいと思います。

漁業の時期については、のりとかは、9月から4月末くらいですが、違う藻類を養殖するために周年に変えたいということであれば、漁業権の変更免許が必要となります。

変更の免許をする場合は、免許と同様に漁場計画の変更から様々な手続きを踏んで行く必要があります。

時間的には免許と同様になると思います。

梅田副会長 分かりました。

森友会長 よろしいですか。

ないようでしたら、以上で本日の委員会を終了したいと思います。

皆様、慎重な御審議ありがとうございました。

(14 : 19 終了)

上記のとおり令和5年度第6回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和6年2月29日

議 長

議事録署名人

議事録署名人